

郡山市心身障害者扶養共済制度掛金助成事業実施要綱

昭和63年8月22日改正

[保健福祉部障がい福祉課]

(目的)

第1条 この要綱は、心身障害者を持つ低所得の保護者に対し、市が福島県心身障害者扶養共済制度の掛金相当額を助成することにより、加入を容易にし、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(助成対象者等)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、福島県心身障害者扶養共済制度に加入している者で、助成を受けようとする年度（当該年度の4月、5月及び6月分の掛金助成については、前年度）の市民税が非課税である者をもって構成する世帯に属するものとする。

2 助成の額は、福島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年福島県条例第13号）第8条に規定する掛金額で、加入者負担相当額（1口相当分）とする。

(助成の方法)

第3条 助成は、市が対象者にかわって掛金を納付することによって行うものとする。

(助成申請)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、郡山市心身障害者扶養共済制度掛金助成申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成決定の通知)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は必要な審査を行い、助成の承認をしたときは、郡山市心身障害者扶養共済制度掛金助成決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(届出)

第6条 助成を受けている者が次の各項いずれかに該当したときは、すみやかに届出するものとする。

(1) 助成の対象世帯でなくなったとき

(2) 住所を他に移したとき

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和63年9月1日から施行する。

2 この要綱施行の日の前日までに、既になされた手続きについては、この要綱の規定によってなされたものとみなす。

第1号様式（第4条関係）

郡山市心身障害者扶養共済制度掛金助成申請書

平成 年 月 日

郡山市長

住所 _____

申請者
(加入者)

氏名 _____ 印

郡山市心身障害者扶養共済制度掛金助成事業実施要綱第4条の規定により、
郡山市心身障害者扶養共済制度掛金助成の申請をいたします。

加入番号			
加入者	氏名		生年月日 明・大・昭 年 月 日
	住所		心身障害者 との続柄
心身障害者氏名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

添付書類

1. 住民票の写し（加入者の属する世帯全員のもの）
2. 平成 年度市民税課税証明書（加入者及び同一世帯に属する課税対象者全員のもの）

第2号様式（第5条関係）

郡山市心身障害者扶養共済制度掛金助成決定通知書

郡 障 第 号
平成 年 月 日

様

郡山市長

郡山市心身障害者扶養共済制度掛金助成事業実施要綱第5条の規定により、
助成することに決定したので通知します。

加入番号	
助成期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
助成金額	掛金月額 円
理 由	平成 年度の市民税が非課税である者をもって構成する世帯に属するため。